

年 月 日

No. _____

確認書

私は貴店からの動物（種類： _____、数： _____）購入契約に当たって、あらかじめ購入動物の特性及び状態に関する説明及び説明書の交付を受けたことを確認します。

〒

住所 _____

電話 _____

氏名 _____ 印（自署又は押印）

（第一種動物取扱業者の場合はその登録番号 _____）

店名 _____

説明者 _____

注）この確認書の受領は、第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令（基準省令）第2条第7号へ及びホの規定により、動物の販売業者に義務づけられているものです。

※ご記入いただいたお客様の個人情報は、当店の営業活動に限り利用し、その目的以外での利用はいたしません。

動物販売時説明書（カメ類）

この説明書は、動物の健康及び安全の確保並びに危害又は迷惑等の防止が図られるように、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第8条の2第2項及び基準省令第2条第7号ホの規定に基づき、動物購入の契約に当たって、あらかじめ購入動物の特性及び状態に関する説明及び説明書の交付を行うために作成したものです。疑問の点は遠慮なく説明者にご質問いただき、十分な理解のもとに適正に飼養保管されますようお願いいたします。

I. 動物（カメ類）の特性及び状態の概要（規則第8条の2第2項第1,2,3,11,12,13,14,15,16,17,18号、基準省令第2条第7号ホ(1)(2)(3)(11)(12)(13)(14)(15)(16)(17)(18)関係）

種類・品種： _____

性別： オス・メス・不明 数： _____

繁殖者 氏名又は名称： _____ 登録番号又は所在地： _____

生年月日： _____ 年 月 日 平均寿命： _____

（生年月日が不明の場合：推定生年月日 _____ 年 月 日、輸入・飼養開始年月日 _____ 年 月 日）

成体になったときの大きさ：標準体重 _____ kg 標準体長 _____ cm

その他の大きさ情報 _____

投薬状況： 未・済

※実施済の場合

	薬の投与年月日と種類
①	年 月 日 ()
②	年 月 日 ()
③	年 月 日 ()

病歴の有無：なし・あり（病名 _____）

当該動物の所有者：当該店舗の自己所有・その他（所有者の氏名 _____）

個体識別：無・有（種類：マイクロチップ・脚環・その他（ _____ ）、識別番号 _____）

II. 飼養保管方法

1. 飼養施設、用具及び環境（規則第8条の2第2項第4、18号関係、基準省令第2条第7号ホ(4)(18)関係）

(1) 飼養施設、用具

飼養施設は、動物の大きさや習性に応じた十分な広さを備えたものを用意しましょう。また、清掃等が容易で、逃げ出したりしない構造のもの、突起物等により傷害等を受けるおそれがないものを選びましょう。

○水槽等の飼育容器又は池など（陸ガメは水場不要）、甲羅干しのための陸場、保温器具、照明器具など。

(2) 清掃等

動物の健康と安全を守るため、定期的に掃除や消毒を行い、適切な衛生状態を維持しましょう。

○清掃は汚れの程度を見ながら必要に応じて実施。不衛生になりがちなため特に水換えをこまめに行うか、ろ過装置を使うこと。

(3) 環境

適切な日照や通風等の確保を図り、適切な温度や湿度が維持された飼養環境を確保しましょう。

- 自分で体温の調節ができない外温動物であることから、寒くなると体が動かせなくなり、餌も食うことができなくなるので、適切な設備により適温を保つこと。
- 多くのカメ類では、カルシウム等の代謝を促すため、日光浴や昼間の時間帯に点灯する紫外線照明が必要。
- 種類によっては、泳ぎ・潜ることができるような深くて広い水場、カメの体が半分ぐらい浸るだけでよい水場、潜ることのできる砂場、歩き回れるような陸地等の環境を用意すること。また、これらの広さはできる限り広くすること。

2. 食事と栄養管理（規則第8条の2第2項第5号関係、基準省令第2条第7号ホ(5)関係）

動物等の種類や品種、発育状況等に応じて適正に給餌・給水を行いましょう。

(1) 食事の種類

○種によって食性が全く異なる。肉食種にはエサ用の昆虫類・マウス・魚・肉など、草食種には野菜・果実・野草などを、種によって異なる食性に合せて給餌。雑食性の種については、両者をバランス良く給餌。また、飼育下では不足しがちな、ビタミンやカルシウム等の栄養剤を必要に応じて補給。

(2) 食事の回数や量

○種類、成長のステージ、季節、体調に合わせて適量を調整しながら給餌。

(3) 飲み水

水棲種は、水槽の水を利用するので、特に別容器で用意する必要はありません。飼育水をきれいに保つよう心がけましょう。陸棲種は、種ごとの習性に応じた給水を行いましょう。

(4) 注意すること

動物によっては、与えてはいけない食べ物があるので注意が必要です。また、与え過ぎによる肥満も、動物の健康にとっては好ましくありません。

- ①人の食べ物をみだりに与えないこと。カメ類と人とは体のつくりや必要な栄養バランスが違うので、病気の元になるおそれがある。
- ②食事は時間を決めて与え、残した時はすぐに片付けること。食べ残しを放置すると腐敗し、衛生上よくない。
- ③食事の与え方を間違えると嗜好性を示してしまい障害を起こす例が多いので、飼育書等を参考に、適切な種類の給餌に心がける。

3. 運動及び休養（規則第8条の2第2項第6号関係、基準省令第2条第7号ホ(6)関係）

動物の習性等に応じた必要な運動、休息及び睡眠を確保するようにしましょう。

- ①静かな環境に置くこと。
- ②種によっては飼育下においても休眠を行うものもいるが、かなりの危険が伴うことが多いので、繁殖を考えない場合は、冬でも冬眠させないように適温を維持すること。

4. しつけ（規則第8条の2第2項第18号関係、基準省令第2条第7号ホ(18)関係）

特に注記すべきことはありません。逃走には、くれぐれも注意しましょう。

5. 手入れ（規則第8条の2第2項第18号関係、基準省令第2条第7号ホ(18)関係）

動物の健康を保つためには、日頃の手入れは大切です。体中をくまなく観察することは、病気や異常の早期発見につながります。

- 甲羅にコケが生えることがあるが、ブラシ等で除去する必要性は特にないとされている。

6. 病気（規則第8条の2第2項第7号関係、基準省令第2条第7号ホ(7)関係）

(1) かかりやすい主な病気

動物の種や品種によりかかりやすい病気があります。

- ①ハーダー氏腺炎：ビタミンAの不足が主な原因で発症する病気。まぶたが腫れ、眼球が飛び出したり、目が開かなくなったりする症状が発生。
- ②くる病：カルシウム不足、ビタミンD、日光浴（紫外線の照射）の不足が原因で発症する病気。甲羅が柔らかくなったり、甲羅や脚が変形する症状が発生。
- ③皮膚病：不衛生な水環境等が原因で発症する病気。手足や首などにカビ等が付着。

(2) 人と動物との共通感染症

動物から人へ、人から動物へとうつる病気を、人と動物との共通感染症といい、200種類以上あるといわれています。主な共通感染症及びカメ類にかかりやすい感染症には、次のようなものがあります。

- ・犬：パスツレラ症、皮膚糸状菌症、回虫症、狂犬病など
- ・猫：猫ひっかき病、トキソプラズマ症、回虫症、Q熱、狂犬病など
- ・ウシなど：Q熱、クリプトスポリジウム症、腸管出血性大腸菌など
- ・サル：Bウイルス病、細菌性赤痢、結核など
- ・ネズミ：レプトスピラ症、ハンタウイルス肺症候群、腎症候性出血熱など
- ・鳥類：オウム病、高病原性鳥インフルエンザ、ウエストナイル熱など
- ・ミドリガメ等：サルモネラ症など

- サルモネラ症：不衛生な水環境等が原因で起こる、細菌性の食中毒の代表的な病気。人に感染すると、急性胃腸炎等の症状が出て、ときには敗血症を起こし命にかかわる事態になる場合もある。幼児・高齢者・妊婦は特に注意を要する。実際に、国内でも、ミドリガメから感染した事例がいくつか報告されている。